

令和 4（2022）年度版

大阪府立寝屋川支援学校

災害時における事業継続計画（BCP）

「大阪府立寝屋川支援学校 災害時における事業継続計画」は、南海トラフ地震および上町断層地震の発生を想定して（下記枠内参照）、本校における災害時対応の基本方針として作成しました。その時が訪れた際に、児童生徒、教職員一人一人の生命保持、心身の健康と安定および安全の確保を最優先として行動し、学校内での混乱を最小限に抑え、可能な限り早期の学校再開に向けての取組みを進めていくための方針をまとめました。

今後、さらに深めていくために方針に沿った避難訓練、職員防災研修の実施、また関係する分掌および各学部学年においての検討、または情報の共有を進めていきます。

想定シナリオ	南海トラフ地震および上町断層地震の発生			震度 6 強
発生時刻	平日の午前 10 時	冬季 1 月ごろ		
人員	通常の教職員が出勤			
建物	健在			
ライフライン	電力：3 日間停止	ガス：3 日間停止	水道：3 日間停止	
	電話：不通（災害時優先回線は除く）			
	通信：電力が使用できれば利用可能		給食は作れない状況	

**【内容】**

1. 基本方針	P. 2
2. 対象リスクと被害想定	P. 2
3. 災害時対応業務と体制について	P. 2
①災害対策本部体制および指示系統	
②教職員の配備体制および配備人員	
③防災組織編成一覧	
4. 災害等発生後の対応について	P. 6
①在校時 地震発生時における対応の流れ	
②校外時（校外学習・宿泊学習・修学旅行等）	
③休日および夜間	
④通学バス利用時	
⑤各場面における教職員の指示と行動	
5. 学校における優先業務について	P. 14
6. 災害時対策用備蓄品の保管場所	P. 16
7. 災害等発生直後における意思決定	P. 17
8. 災害等発生時における措置	P. 18
9. 学校からの情報発信について	P. 18
10. 児童生徒の引渡しについて	P. 18
11. 自主単独通学生徒について	P. 19
12. 投棄および個人物品について	P. 19
13. 災害時避難所開設に伴う施設利用計画および校舎敷地使用計画	P. 19
14. 災害時持ち出し品リスト	P. 19
15. 学校再開に向けた対応について	P. 20
16. 資料編	P. 21

- ・災害時等児童生徒引渡しカード ・児童生徒引渡し一覧 ・災害時における与薬依頼書 ・薬の保管の仕方
- ・災害伝言ダイヤルの利用方法 ・気象庁より発表される地震および津波に関する情報について
- ・バス運行図 ・校区内避難所一覧 ・防災、減災チェックリスト

## 1. 基本方針

- I. 児童・生徒、教職員の生命の保持、心身の健康と安定および安全を確保する。
- II. 確実な保護者への引き渡しを行う。
- III. 正確な情報を収集し、迅速な判断を行う。
- IV. 授業の早期再開をめざす。
- V. 避難所の運営

### 震度 6 強とは

- ・立っていることができず、はわないと動くことができない。
- ・固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
- ・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
- ・地割れが生じることがある。

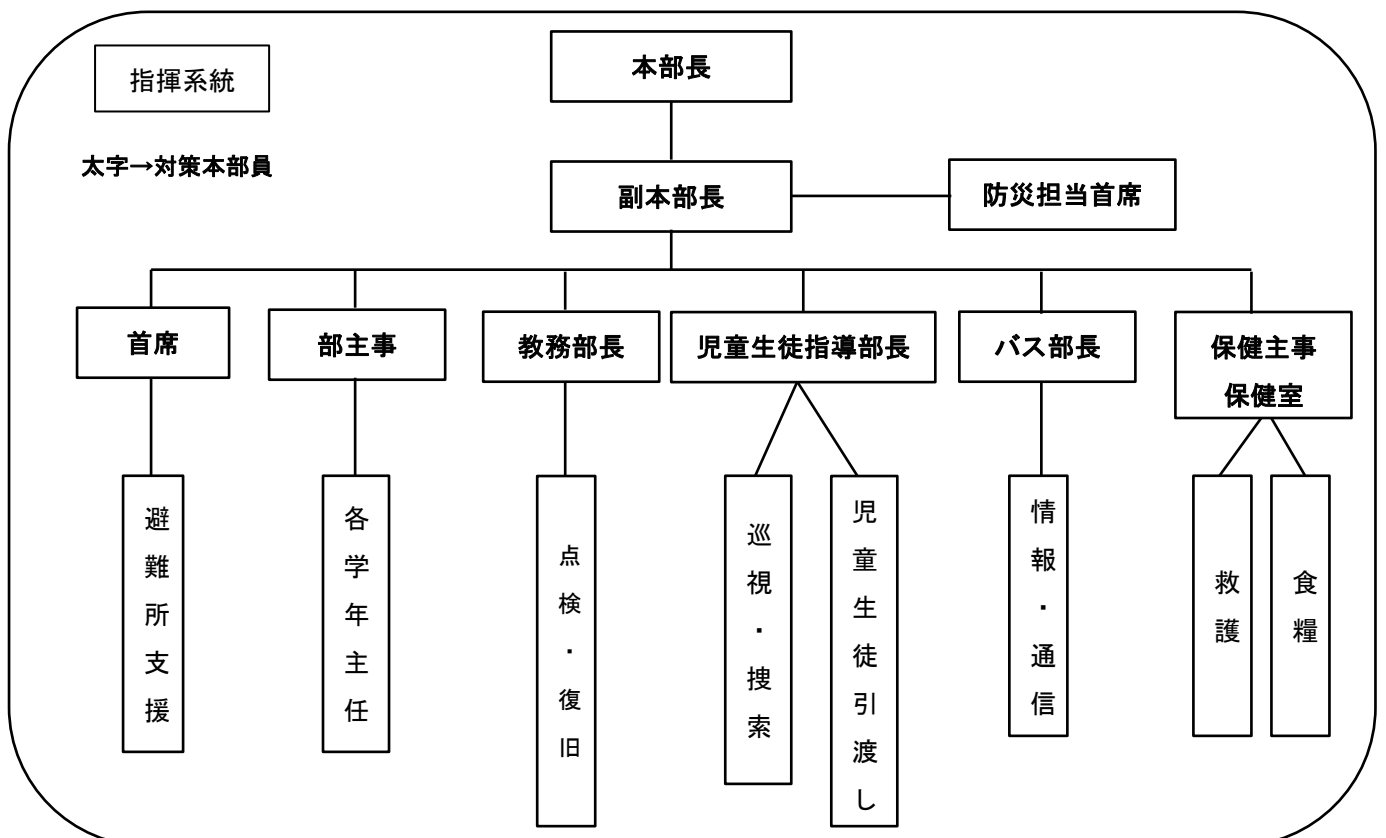
## 2. 対象リスクと被害の想定

- ・南海トラフ地震および上町断層地震の発生 震度 6 強

## 3. 災害時対応業務と体制について

### ①【令和 4 年度 災害対策本部体制および指示系統】

分 担	職 名	分 担	職 名
本部長	校長 准校長	本部員	小学部主事 中学部主事 高等部主事 教務部長（兼首席） 生徒指導部長 バス部長（兼首席） 保健主事 保健室 保健室
副本部長 （本部長代理）	教頭 教頭 事務部長		
本部員	首席（防災担当） 首席		



## ②【教職員の配備体制および配備人員】

配 備	体 制	配 備 人 員	摘 要
(非常1号) 配備体制	通信情報活動を実施する体制	配備員は置かない	ア 府域において震度4を観測したとき（自動配備） イ 災害発生のおそれがある気象予警報等により、通信情報活動の必要があるとき
(非常2号) 配備体制	災害応急対策を実施する体制	災害対策本部員 （上記表メンバー）	ア 防災・危機管理対策指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき イ 府域において震度5弱又は震度5強を観測したとき（自動配備）
(非常3号) 配備体制	府の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制	全 員	ア 防災・危機管理対策指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき イ 府域において震度6弱以上の震度を観測したとき（自動配備）

\* 教職員は、勤務時間外において事故・災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあることを察知したとき、または配備体制の指令があったときは、病弱者、その他特別の事情がある者を除き、**自宅および家族の安全を確保した上ですみやかに学校に参集する。**

\*（参考資料）休日・夜間時における各フェーズ（時間軸）毎の参集可能な職員数の想定

職員数	フェーズ					
	フェーズ1 (3時間)	フェーズ2 (24時間)	フェーズ3 (3日)	フェーズ4 (7日)	フェーズ5 (2週間)	フェーズ6 (1か月)
参集可能人数	48	57	78	100	112	136

## ③【防災組織編成一覧】

	班名	担当部署	担当者	災害時の任務概要
①	防災本部長	校長 准校長		防災組織の全体指揮 判断および決定を行う
②	防災副本部長	教頭 教頭 事務部長		本部長の補佐
③	通報連絡	教頭		消防機関等関係機関への通報及びその確認 マスコミ等外部対応 校内への報知及び避難状況等の把握
④	避難誘導保護	部主事 首席 学年主任 各担任		児童生徒の安全な避難誘導と保護 消防隊到着時の児童生徒の事故防止 部主事・首席は、避難経路上による誘導 学年主任・各担任は、児童生徒の引率誘導

⑤	点検・復旧	教務部 8名  技能員	)	各校舎の倒壊・破損場所の確認報告 巡視・捜索班 応援 (2名1チームで行う)
⑥	巡視・捜索	児・生指導部 8名		1次避難完了後における行方不明児童生徒の捜索および初期救助(2名1チームで行う)
⑦	救護	保健室 保健室 健康教育部 4名		負傷者の応急処置及び搬送 児童生徒の緊急時薬剤の管理 (必要に応じて別途救護エリアの設置)
⑧	食糧	栄養職員 調理員 健康教育部 5名		非常食のアレルギーチェック 保護する児童生徒への食事の準備 数量的見極め及び確保
⑨	避難所支援	首席 各学部 5名		避難所設置作業 指示 備蓄倉庫の物品搬出 各エリアの設置および立ち入り禁止区域の設置 ボランティア受入れ対応

⑩	情報・通信	情報教育部 バス部 4名		通信手段の確認 情報システムの復旧 情報発信（HP等） 交通機関の情報収集 バス会社への連絡
⑪	児童生徒 引き渡し	児・生指導部 8名		保護者引き渡しの受付 引き渡しの進行管理、残留人数の管理

\* 通常時における備蓄品の管理：事務室および防災担当首席が行う。

\* 児童生徒在校時における1次避難後の初動体制（初動対応の班：対策本部、点検・復旧、巡視・搜索、救護、情報・通信）は約40名の教員があたる。その他の教員は児童生徒掌握にあたる。

#### 4. 災害等発生後の対応について

時間	実施する業務	担当班
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災初期対応</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 児童生徒の安否確認、声かけ、報告 (⇒学年主任から各部主事へ)</li> <li>・ 教職員の安否確認、報告 (⇒部主事へ)</li> <li>・ 校内での不明者の捜索および閉じ込め者の救出</li> <li>・ 通信手段の確認、確保</li> <li>・ 校内放送や伝令により連絡、情報提供</li> <li>・ 情報収集 (災害状況等)</li> <li>・ 応急救護施設開設</li> <li>・ 医療機関への連絡、搬送</li> </ul>	教職員 (発生場所付近) ④避難誘導保護 学年主任・各担任  ⑥巡視・捜索 ⑩情報・通信 ③教頭 ⑩情報・通信 ⑦救護 ⑦救護

時間	実施する業務	担当班
発災当日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部の設置 (設置後、スクールバス運行に関する決定)</li> <li>・ 児童生徒の保護者への連絡 (eメッセージの発信)</li> <li>・ 施設・設備被害状況確認 (写真撮影、応急復旧)</li> <li>・ 欠席の児童生徒の安否確認、声かけ、報告 (⇒学年主任から各部主事へ)</li> <li>□ 校外活動及び実習中の生徒、学年・学部 of 安否確認</li> <li>・ トイレ対策 (簡易トイレキット搬出・使用場所の設定)</li> <li>・ 防寒・防暑対策 (備蓄品、支援物資や衣類での調整、テントの設営)</li> <li>・ 避難所の開設 (児童生徒、保護者、近隣避難者の受入れ)</li> <li>・ 食事の手配</li> <li>□ 学校関係者、行政等への連絡・問合せ対応・地域ニーズへの対応</li> <li>・ 「引渡しカード」に基づく保護者への引渡し</li> <li>・ 情報システムの復旧 ・ 情報収集及び発信</li> <li>・ 教職員のためのスペースの確保</li> </ul>	災害対策本部員 ⑩担当首席、各担任 ⑤点検・復旧 各担任 教頭・部主事・進路指導 ⑩避難所支援 ⑩避難所支援 各担任 ⑩避難所支援 ⑨食糧 ③通報連絡 (教頭) ⑫児童生徒引渡し ⑩情報・通信

時間	実施する業務	担当班
翌日 ～3日後	<発災直後、当日の業務のうち、必要なものを継続> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ &lt;学校業務の継続 (6にて記載) &gt;</li> <li>・ 避難所対応の児童生徒の健康管理 ・ 教職員の健康管理</li> <li>・ 衛生管理</li> <li>・ ボランティアの受け入れ (名簿・名札・分担等) ・ 警備</li> <li>・ 学校関係団体・他の学校等との協力</li> <li>・ 授業再開に向けての準備 (可能な場合)</li> </ul>	⑦救護、教頭 ⑦救護 ⑩避難所支援 ③通報連絡 (教頭) 教職員

時間	実施する業務 <学校業務の継続 (6にて記載) >	担当班
4日後～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員の健康管理、ローテーション管理</li> <li>・ 必要物資の調達、支援物資の受け入れ (都道府県・市区町村)</li> <li>・ 被害箇所の復旧</li> <li>・ 行政、関係団体、法人本部などとの情報共有、調整</li> </ul>	⑦救護、教頭、 ⑩避難所支援 ⑤点検・復旧 ③通報連絡 (教頭)

# ① 在校時 地震発生時における対応の流れ





・校内での安全が確保できない場合、2次避難場所に避難。(⇒寝屋川公園)

## 避難後の対応

- ・**対策本部**は、被害状況を総合的に判断し、授業再開または打ち切り、帰宅方法について決定を下す。
- ・**対策本部**は、対応措置について、教育庁に報告する。
- ・**情報・通信班**は、想定している手段を講じて決定内容等を校外に周知する。

(各班業務に従事以外の教職員)

- ・待機場所までの移動を指示
- ・余震への注意
- ・落下物等に触れないように注意を促す
- ・個人持ち出し袋の準備

授業再開  
通常下校

- ・順次、各教室に戻り授業を再開。
- ・余震には十分注意する。

・不在児童生徒の安否確認

- ・校外学習・修学旅行等 → 部主事ならびに教頭
- ・実習等参加生徒 → 進路指導部
- ・欠席児童生徒 → 各担任

授業打ち切り・保護者引き渡し決定

基準：震度5弱以上

- ・**対策本部**は、以下の各班に指示を出す
- ・**児童生徒引渡し班**は、「引渡しカード」「引渡し一覧表」を準備
- ・**点検、復旧班**は、施設の被害状況を確認。
- ・**各担任**は、児童生徒掌握

校内放送

「先ほどの地震のためスクールバスの運行を取りやめ、保護者引き渡しによる下校を行います。児童生徒のみなさんは、指示があるまでその場で待機しましょう。」

## 保護者引き渡しの実施

- ・**児童生徒引渡し班**は、ドリームロードに受付を設置する。その後、受付対応を行う。
- ・「引渡しカード」にて届け済みの引受け人かを確認。担任に連絡する。担任が受付まで児童生徒を連れてくる。
- ・引渡しの際には、行先（避難先）連絡先の確認を行う。
- ・引渡し一覧に必要項目を記入（いつ誰がどこへ）
- ・1時間おきに引渡し状況を災害対策本部に報告



停電の場合、拡声器等を使用して周知

(各班業務に従事以外の教職員)

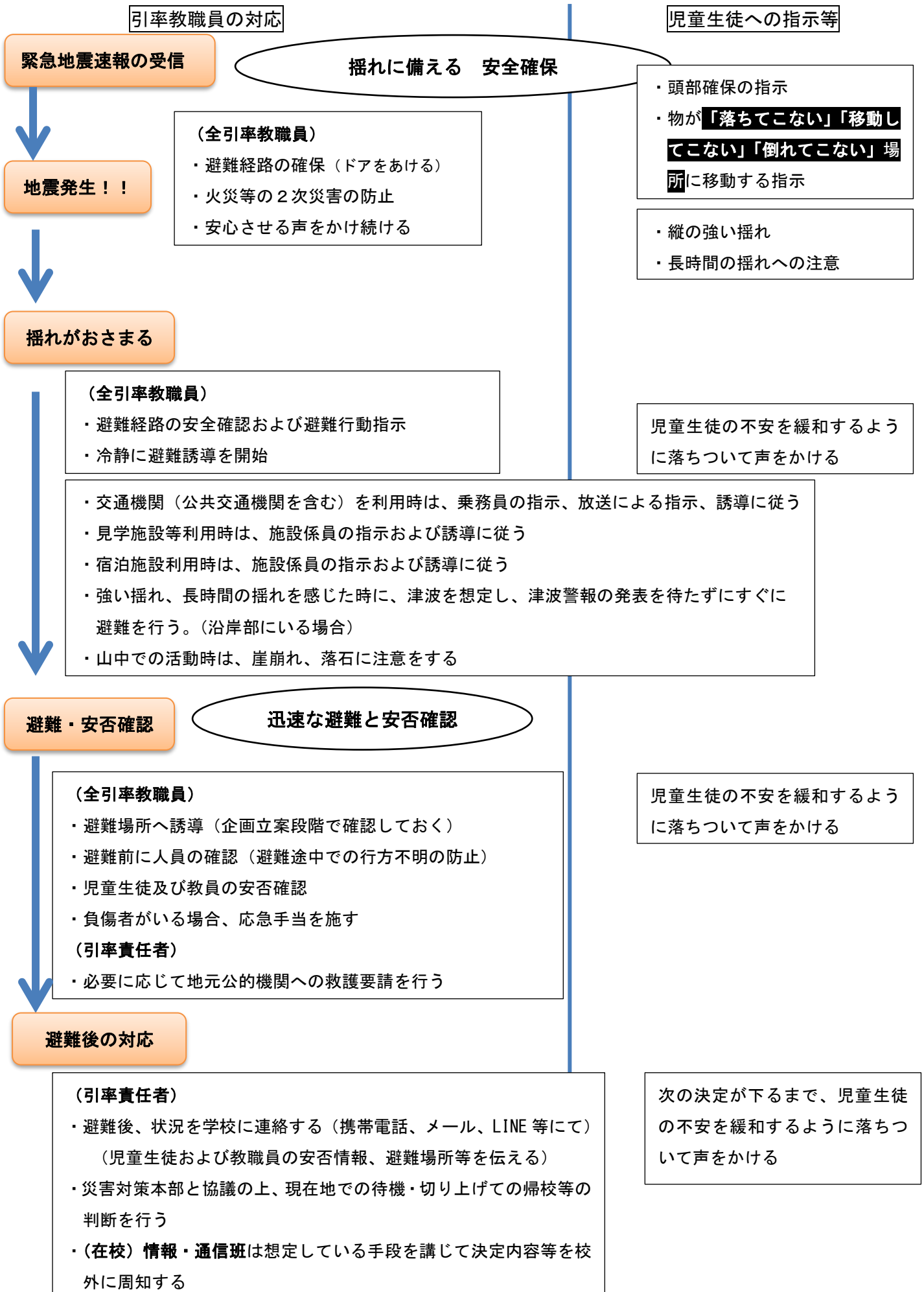
- ・引渡し状況に時間差が生じた場合、児童生徒の不安に対して精神的ケアに努める。
- ・宿泊対応の際は、児童生徒の不安を緩和するような声かけ等を続ける。
- ・余震への注意

【待機児童生徒への対応】 待機場所：校舎内の点検が終了するまでは運動場待機

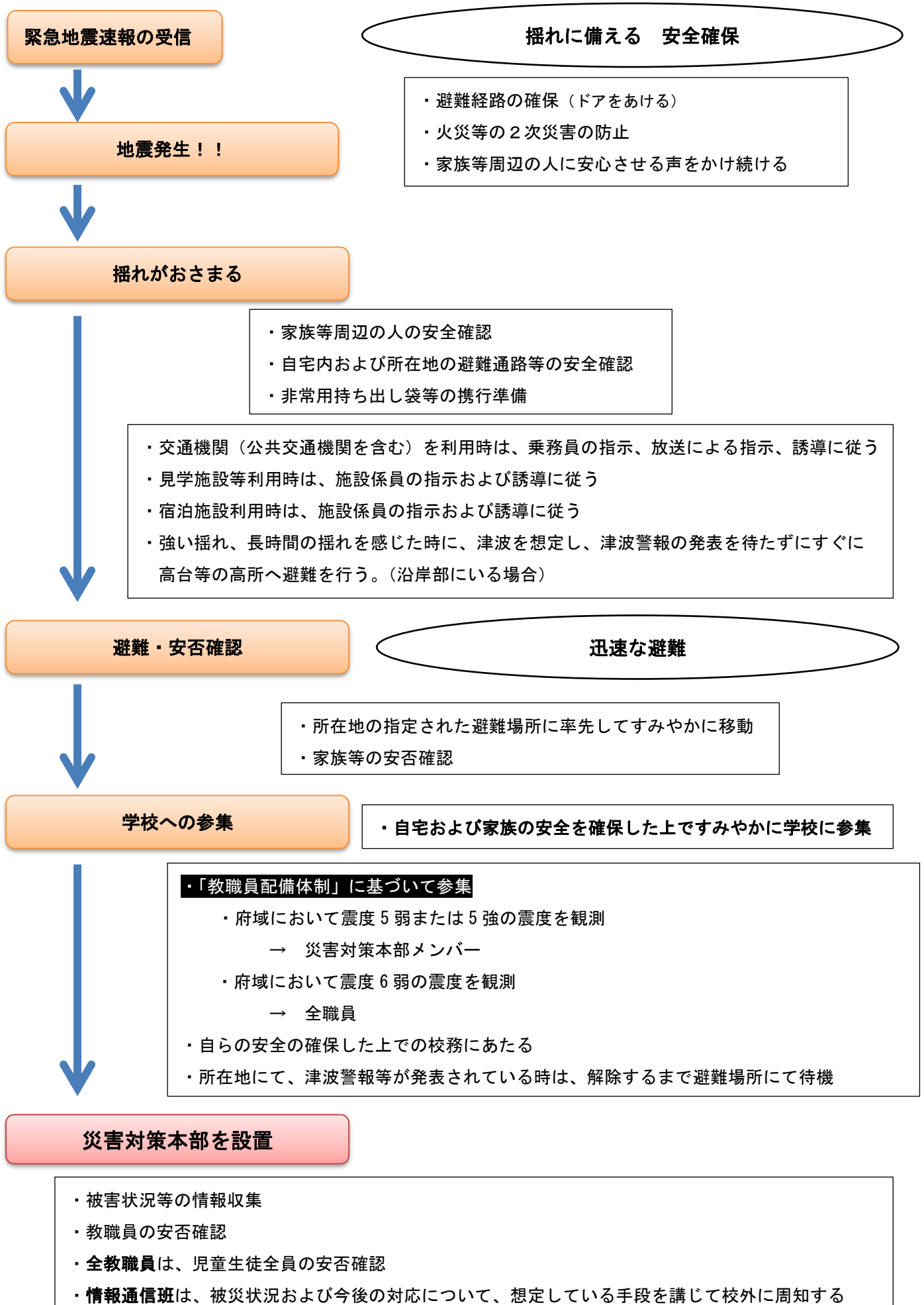
- ・**避難所支援班**と**食糧班**は、備蓄倉庫（給食室前・被服縫製室横・階段下倉庫・体育館2階）より、必要物資を搬出
- ・**食糧班**は、食事の準備を行い、児童生徒および教職員に提供する
- ・**避難所支援班**は、必要に応じて備蓄物資（防寒グッズ等）を児童生徒に配付 発電機の稼働（必要時）
- ・**救護班**は、必要な児童生徒に対して服薬の管理を担任と連携して行う 救護エリア：保健室・小1教室
- ・**各班業務に従事外の教職員**は、児童生徒の健康観察等を行い、必要に応じて対応を講じる。  
体調不良およびケガ → 救護班と連携して対処する  
心理的不安定（パニック等） → 別室対応または個人の持ち出し品（心の安定を図るグッズ）の活用

- ・校舎内の安全が確保できた場合、児童生徒を校舎内に移動させ待機。（学部ごと、もしくは学年ごと）

② 校外時（校外学習・宿泊学習・修学旅行等） 地震発生時における対応の流れ



### ③ 休日および夜間 地震発生時における対応の流れ



#### ④ 通学バスでの登下校時 災害発生時における対応の流れ

##### 《登校時》

##### 事前準備・事前対応

- ・通学バス運行経路地図（避難拠点入り・児童生徒宅入り）

##### 災害発生時

##### 【介助員・運転手の対応】

- ① 安全な場所にバスを停車する。
- ② 児童生徒に安全な姿勢をさせる。また、自分の安全も確保する。
- ③ 安心できるように声をかける。また、慌てないように落ち着かせる。
- ④ 学校と情報を共有する。
  - <1>バスに乗車している児童生徒の安否確認
  - <2>負傷者や体調急変の児童生徒がいる場合  
→救急搬送の手配→救急搬送
  - <3>停車場所・バスの状況・故障状態
  - <4>周辺の状況・交通状況の情報収集
  - <5>児童生徒の乗車人数
  - <6>残りのバス停と乗車予定の児童生徒の確認
- ⑤ 状況により周辺の市民への協力要請
- ⑥ 負傷者の応急処置をする。
- ⑦ 道路状況等により、学校に向かうことが困難な場合は、避難拠点入りの通学バス運行経路地図をもとに避難する。
- ⑧ バスを動かすことができない場合は、原則的に応援教職員がバスに到着するまでバス内で待機する。

##### 【対策本部・教職員の対応】

- ① 全教職員と連絡を取る。
- ② 介助員と連絡を取り合い、情報を共有する。（情報の内容は【介助員・運転手の対応】④<1>～<6>）
- ③ 停車場所の確認・被害状況および交通状況を把握する。→状況により、介助員と相談しながら避難場所を決定し、誘導を指示する。
- ④ 正確な災害情報の収集→介助員・運転手に情報を提供する。
- ⑤ バス避難場所、もしくは停車場所に応援教職員を派遣する。
- ⑥ 災害の状況により以下の対応をとる。
  - (ア)保護者に学校への迎えを要請する。
  - (イ)バスで待機している場合、保護者に避難場所への迎えを要請する。
  - (ウ)A通学生徒の保護者と連絡をとる。
  - (エ)バス停で待っている保護者へ連絡を行う。

## 《下校時》

### 災害発生時

#### 【介助員・運転手の対応】

- ① 安全な場所にバスを停車する。
- ② 児童生徒に安全な姿勢をさせる。また、自分の安全も確保する。
- ③ 安心できるように声をかける。また、慌てないように落ち着かせる。
- ④ 学校と情報を共有する。
  - ＜1＞バスに乗車している児童生徒の安否確認
  - ＜2＞負傷者や体調急変の児童生徒がいる場合  
→救急搬送の手配→救急搬送
  - ＜3＞停車場所・バスの状況・故障状態
  - ＜4＞周辺の状況・交通状況の情報収集
  - ＜5＞児童生徒の乗車人数
  - ＜6＞降車した児童生徒の情報と残りのバス停
- ⑤ 状況により周辺の市民への協力要請
- ⑥ 負傷者の応急処置をする。
- ⑦ 道路状況等により、通常通りに運行できない場合は、避難拠点入りの通学バス運行経路地図をもとに避難するか、または学校に戻る。
- ⑧ バスを動かすことができない場合は、原則的に応援教職員がバスに到着するまでバス内で待機する。

#### 【対策本部・教職員の対応】

- ① 介助員と連絡を取り合い、情報を共有する。(情報の内容は【介助員・運転手の対応】④＜1＞～＜6＞)
- ② 停車場所の確認・被害状況および交通状況を把握する。→状況により、介助員と相談しながら避難場所を決定し、誘導を指示する。
- ③ 正確な災害情報の収集→介助員・運転手に情報を提供する。
- ④ バス避難場所、もしくは停車場所に応援教職員を派遣する。
- ⑤ 災害の状況により以下の対応をとる。
  - (ア)保護者に学校への迎えを要請する。
  - (イ)バスで待機している場合、保護者に避難場所もしくは停車場所への迎えを要請する。
  - (ウ)降車した児童生徒の保護者と連絡をとる。
  - (エ)バス停で待っている保護者へ連絡を行う。

#### ④ 通学バス利用時（登校・下校等） 災害発生時における対応の流れ

##### <事前準備>

- ・通学バス運行経路地図（避難拠点入り・児童生徒宅入り）
- ・教職員応援可能一覧（立ち寄り可能な通学バス停記入）を作成し、災害時に駆けつけることが可能なバス停、指定避難場所を割り出しておく

##### <組織・体制>

- ・学校で直ちに災害対策本部を立ち上げ、各バスの介助員やバス会社と連携を取りながら、安全確保を第一に対応する。バス部や学校にいる教職員が協力して対応に当たる。

##### 介助員・運転手の対応

- ・安全な場所にバスを停車する
- ・安心できるよう声をかける

- ・児童生徒の安全確保・安否確認  
→ 場合によっては負傷者や体調急変児童生徒の  
救急搬送手配→ 救急搬送
- ・学校に報告
- ① 停車場・バスの状況・故障状態
- ② 児童生徒の乗車人数
- ③ 残りのバス停と残りの児童生徒乗車予定人数
- ・状況により周辺の市民への協力要請
- ・状況に応じてバス内で待機

##### 児童生徒への指示等

- ・頭部確保の指示
- ・安全な姿勢確保の指示
- ・児童生徒の不安を緩和するように落ちついて声をかける
- ・しばらくバスで待機することを伝える。
- ・状況によっては、移動があることを伝える。

##### 対策本部・教職員の対応

- ・乗務員と連絡を取り、現地との情報を共有する。
- ① 周辺状況
- ② 停車場・バスの状況・故障状態
- ③ 児童生徒の乗車人数
- ④ 残りのバス停と残りの児童生徒乗車予定人数
- ・バス会社への連絡
- ・状況によっては保護者に学校への迎えを要請する。
- ・バス停で待っている保護者への連絡を行う。

#### 避難誘導 - 安否確認

- ・道路状況などにより学校へ向かうことができない場合は、通学バス運行経路地図をもとに避難する。
- ・負傷者がいる場合、応急手当を施す。

- ・児童生徒の不安を緩和するように落ちついて声をかける。
- ・状況を伝える。

- ・全校教職員への連絡
- ・避難場所を確認し、応援教職員を派遣する。
- ・バスが運行できない場合の代替案を検討する。
- ・バスに避難待機している場合は、保護者に避難場所への迎えを要請する。
- \* 保護者への引渡しは、いつ、誰に等を確実にを行う。

## ⑤ 各場面における教職員の指示と行動

		教職員の指示と行動
登下校中		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校にいる教職員は、校内、学校近くの自主単独生徒の安否を確認する。</li> <li>・安否確認および学校で保護している旨を保護者に一斉メールにて連絡する。</li> <li>・児童生徒の通学方法が異なるので、自主通学生、通学バスとの連絡を可能な限り追求する。</li> </ul>
授業時間中	H R 教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓ガラスの飛散の危険のため、窓から離れること、および落下物等の危険のため、近くにある物で頭を守ることや机の下へ速やかに待避することを指示する。</li> <li>・心の安定を図る言葉をかけて、児童生徒の掌握につとめる。</li> <li>・揺れが収束したら、避難場所に速やかに誘導する。</li> </ul>
	特別教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の状況が、普通教室と異なることが多いので、心理的動揺を小さくするため、避難指示などの言葉は大きく、的確にする。火気使用中は火を素早く消す。</li> <li>・揺れが収束したら、避難場所に速やかに誘導する。</li> </ul>
	体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・器具類から速やかに離れ、中央部に集合するよう的確に指示する。</li> <li>・揺れが収束したら、避難場所に速やかに誘導する。</li> </ul>
	校庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物、体育施設、器具類から速やかに離れ、中央部に集合するよう的確に指示する。</li> </ul>

休憩時間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報連絡班（教頭）が放送等で教職員に避難方法、避難場所を的確に指示する。</li> <li>・教職員は大きな声で的確に放送の内容を児童生徒に指示し、速やかに誘導する。</li> <li>・トイレ等H R 教室以外にいる児童生徒の掌握に留意し、確実に避難場所まで誘導する。</li> </ul>
部活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報連絡班（教頭）が放送等で避難方法、避難場所を的確に指示する。教職員は大きな声で的確に放送の内容を児童生徒に指示し、速やかに誘導する。</li> </ul>
校外学習 社会学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物、地理等に不案内であるため心理的動揺をきたしやすいことを踏まえ、ハンドマイク等により集団で行動することを明確にする。</li> <li>・<b>企画立案段階で、必ず避難場所を設定確認しておく。河川および沿岸地域が行先の場合は、津波に対する避難場所も設定する。事前打ち合わせにおいて、引率教職員全員で必ず確認する。</b></li> <li>・避難後、児童生徒および引率教職員の安否確認の連絡を学校に行う。</li> </ul>
修学旅行 宿泊学習等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物、地理等に不案内であるため心理的動揺をきたしやすいことを踏まえ、宿舎と連携しながら、ハンドマイク、放送等により避難方法について指示し、教職員は児童生徒の安全を確保する。</li> <li>・<b>企画立案段階で、必ず避難場所を設定確認しておく。河川および沿岸地域が行先の場合は、津波に対する避難場所も設定する。事前打ち合わせにおいて、引率教職員全員で必ず確認する。</b></li> <li>・避難後、児童生徒および引率教職員の安否確認の連絡を学校に行う。</li> </ul>
通学バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車内の安全を確保するとともに、二次災害を考慮して安全な場所への避難誘導につとめる。</li> <li>・避難場所に教職員を急行させる。</li> </ul>

## 5. 学校における優先業務について

教育活動	中止
授業	<p>災害発生直後は、児童生徒の安全確保を最優先とし中止する。</p> <p>授業の再開は、原則避難所が閉鎖されてからとするが、授業に使用する校内施設の確保が可能になり次第再開する。</p>

<b>直接生活介助</b>	<b>最優先</b>
食事・補水・排泄など日常動作活動の維持	<p>児童生徒の生命・生活の維持に不可欠であり、最優先で実施する。</p> <p>被災3日間の短期間に限っては、簡素化して実施できる内容も考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事・補水は通常通り実施する。</li> <li>・ 排泄介助は一人ひとりの状況を見て個別の対応となる。状況に応じては、おむつ着用等の簡易対応も視野に入れる。</li> <li>・ アルコール消毒、ウェットティッシュを使用して清潔保持に努める。</li> </ul>

<b>間接生活介助（給食等）</b>	<b>最優先</b>
食事提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アレルギー食が必要な場合は準備する。（家庭との連携）</li> <li>・ ライフライン停止時は、備蓄食料を提供する。</li> <li>・ 暖かい食事を提供するために、カセットコンロ、ボンベを備蓄する。</li> <li>・ 備蓄食を準備する。（目安として3日分）</li> </ul>

<b>間接生活介助（清潔保持）</b>	<b>休止および優先</b>
学校内清掃（ <b>休止</b> ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災後3日間の短期間では、原則休止する。ただし、嘔吐等で衣類、床が汚れた場合は個別に対応。</li> </ul>
廃棄物処理（ <b>優先</b> ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、通常通り行うが、業者回収が見込めないため保管場所を設定する必要がある。</li> </ul>

<b>間接生活介助（健康管理等）</b>	<b>最優先</b>
栄養管理 健康管理 相談・助言等	<p>児童生徒の生命・生活の維持にとって重要であり、最優先で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養管理、相談・助言について、児童生徒の状況に応じて対応する。</li> <li>・ 体温測定など平時から対応が必要な児童生徒は継続して実施する。</li> </ul>

<b>医療関連行為</b>	<b>最優先</b>
与薬 診察	<p>児童生徒の生命・生活の維持に不可欠であり、最優先で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時薬剤の学校保管の他に、各個人持ち出し袋への日常服薬している薬の保管対応を家庭と連携して行う。お薬手帳等のコピーは一括管理。（任意）</li> <li>・ 学校医または近隣医療機関への協力の確保。</li> <li>・ 簡単な処置等できる内容の業務については教職員が対応し、養護教諭の負担を軽減する。</li> </ul>

<b>衛生管理に関する業務</b>	<b>最優先</b>
感染症対策	<p>児童生徒・教職員の生活の維持に重要であり、最優先で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手洗い、うがいの徹底。アルコール消毒による手指の消毒等を行う。</li> <li>・ 各スペースの換気等を徹底する。</li> </ul>

<b>心理的安定に関する業務</b>	<b>最優先</b>
心のケア プライバシーへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒の生活を維持するために重要であり、あらゆる機会を通じて対応する。</li> <li>・ 災害時であっても、プライバシーには可能な限り対応する。スペースの確保、段ボール間仕切りなどの活用。</li> </ul>



## 6. 災害時対策用備蓄品の保管場所

2022年5月現在

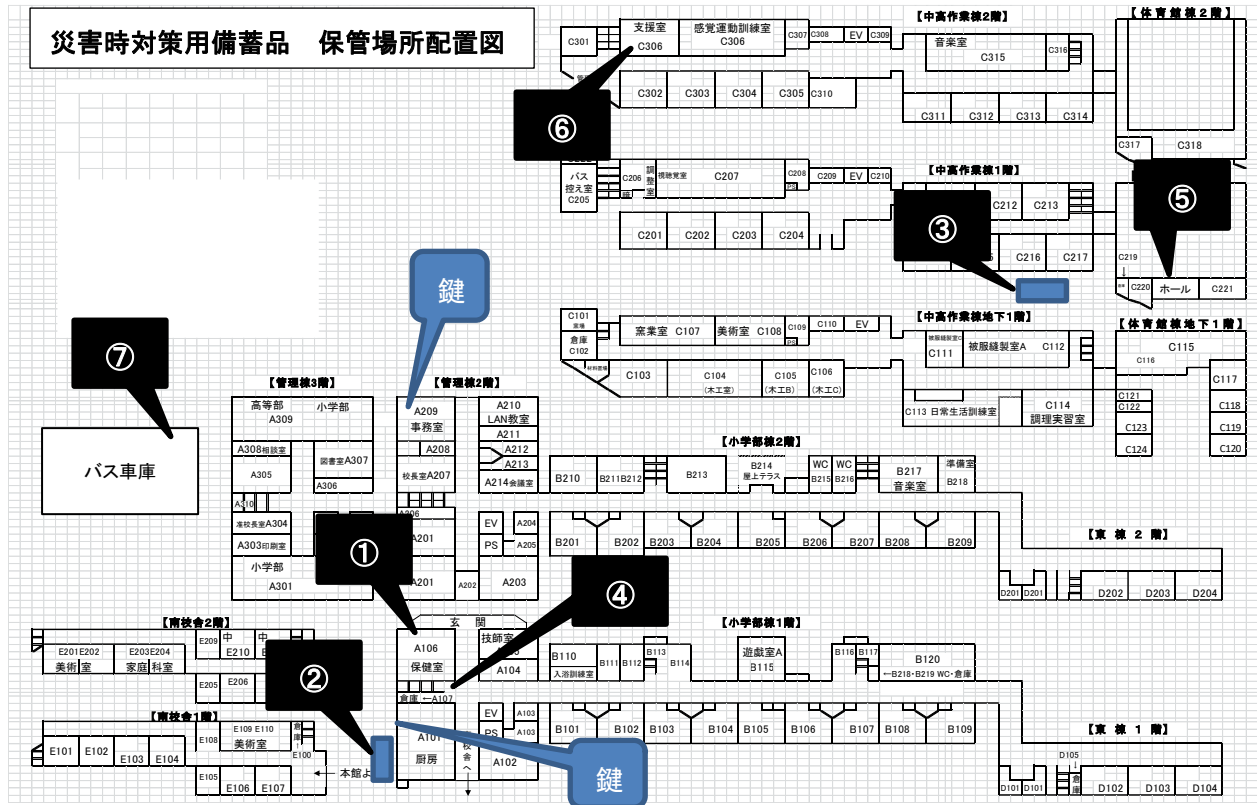
備蓄品	数量	使用期限	保管場所	
医薬品・ストレッチャー・毛布・布団・AED			保健室	①
救護班物資（救急セット・車いす・生理用品・敷マット等）			運動場保管倉庫	
アルファ化米（白ごはん）	100 食	2022. 11	給食調理室前倉庫（右）	②
マジックライス保存食（白ごはん）	400 食	2023. 8	被服縫製室横	③
アルファ化米（白ごはん）	150 食	2023. 10	被服縫製室横	③
アルファ化米（白飯）	950 食	2024. 4	被服縫製室横	③
アルファ化米（5種類セット×10箱）	550 食	2025. 4	被服縫製室横	③
アルファ化米（白飯） 教職員分	500 食	2025. 3	被服縫製室横	③
アルファ化米（わかめごはん）	550 食	2027. 5	被服縫製室横	③
アルファ化米（白がゆ）	50 食	2023. 9	被服縫製室横	③
フリーズドライビスケット	500 箱	2023. 5	給食調理室前倉庫（右）	②
保存用ビスケット（1食あたり3枚）	770 食	2025. 3	被服縫製室横	③
飲料水（ミネラルウォーター2ℓ）	210 本	2022. 10	給食調理室前倉庫（右）	②
飲料水（北アルプス保存水 2ℓ）	846 本	2023. 8. 20	バス車庫	⑦
飲料水（立山 天然水 2ℓ）	210 本	2023. 12. 1	バス車庫	⑦
飲料水（富士山麓の保存水 2ℓ）	60 本	2024. 5. 30	被服縫製室横	③
飲料水（富士山麓の保存水 2ℓ）	162 本	2025. 5. 30	被服縫製室横	③
飲料水（かぞく想いの天然水 2ℓ）	42 本	2026. 9	被服縫製室横	③
飲料水（大阪府非常用 500ml）教職員分	360 本	2026. 11	被服縫製室横	③
飲料水（北アルプス保存水 500ml）	552 本	2027. 3	給食調理室前倉庫（右）	②
飲料不可 水（500ml）	552 本		給食調理室前倉庫（右）	②
ポリタンク	29 個		被服縫製室横	③
カセットボンベ式 発電機	2 台		支援室	⑥
カセットコンロ	2 台		支援室	⑥
ガスボンベ	96 本		給食室横階段下倉庫	④
マイクロファイバーアルミひざかけ（70cm×100cm）	400 枚		体育館 2 階ギャラリー	⑤
オールウェザブランケット	5 枚		被服縫製室横	③
簡易携帯用カイロ	1100 個		体育館 2 階ギャラリー	⑤
アルミック救急シート（125cm×225cm）	100 枚		体育館 2 階ギャラリー	⑤
アルミ保湿シート	30 枚		被服縫製室横	③
簡易トイレキット	20 セット		体育館 2 階ギャラリー	⑤
非常用トイレセット	2400 回分	2028	被服縫製室横	③
非常用トイレセット 教職員用	2000 回分	2027	被服縫製室横	③

備蓄総数（2022年5月現在）

アルファ化米（白飯）	2650 食	保存用ビスケット	1270 食
アルファ化米（5種類セット×10箱）	550 食	飲料水（500ml）	912 本
アルファ化米（白がゆ）	50 食	飲料水（2ℓ）	1530 本

「②給食調理室前倉庫（右）」および「③被服縫製室横各倉庫」の鍵の保管場所

⇒ 「事務室内入り口横のキーボックス」と「給食調理室の靴箱の中（外側入口）」の2か所



7、災害等発生直後における意思決定について

I. 意思決定の手順

- ・管理職が不在で連絡が取れない場合の対応事項は以下の「II」に示す。  
\* 連絡が取れる場合は、指示を仰ぎながら対応する。
- ・在校している教職員の内、以下の意思決定者順位で最上位の者が判断する。
- ・判断した内容、判断した者の氏名（協議者の氏名）、判断した日時について記録に残す。
- ・事後、すみやかに管理職に連絡し、承諾を得る。
- ・二次災害を防止し、児童生徒・教職員の安全を確保することをもって判断する。

**意思決定者順位**

- ①学校長 ②准校長 ③教頭 ④事務部長 ⑤首席 ⑥部主事 ⑦教務主任

II. 対応すべき事項

- ・校内での避難誘導、児童生徒の保護、その他の緊急避難措置
- ・学校敷地外への緊急避難（2次避難場所：寝屋川公園）
- ・関係機関への連絡・報告・通報・応援要請等
- ・授業の打ち切り、下校準備、緊急下校の実施
- ・スクールバスの運行に関する判断（中断もしくは中止）
- ・保護者引き取りの実施
- ・安否確認（児童生徒、教職員）、帰宅確認などの連絡実施
- ・校外活動時の対応指示（その場での待機、付近の避難場所への避難、帰校、解散）
- ・教職員の服務に関する事項

- ・児童生徒の引率、救援、教職員派遣、バス添乗等
- ・緊急避難措置（勤務時間内の退勤、勤務時間外の学校残留等）
- ・避難所運営業務、その他の災害対応業務の実施

## 8. 災害等発生時における措置について

### I. 児童生徒在校時の措置

- (ア) 災害等の状況を校内報知により教職員が把握するとともに、児童生徒に周知し、児童生徒全員を掌握する。
- (イ) 状況に応じて授業を中止し、避難誘導の措置を迅速かつ的確に行う。
- (ウ) 避難させる場合は、避難経路、避難場所、危険物等を的確に指示し誘導する。通常の避難経路が進めない場合に備え、別ルートを検討しておく。
- (エ) 風水害により、交通機関が途絶え、通学バスの運行も不可能になった場合は、保護者が迎えに来るまで児童生徒を保護する。
- (オ) 本学通学区域4市（寝屋川市・大東市、四條畷市、門真市）のいずれかに震度5弱以上の地震が発生した場合は、下校バスの運行を中止とする。保護者が迎えに来るまで児童生徒を保護する。
- (カ) 避難及び下校に際しては、必要に応じ通報連絡班（教頭）が警察署・消防署等の公的関係機関に連絡し、協力を求める。

### II. 児童生徒登校前の措置

- (ア) 台風襲来などが前日に予想されるとき、本部長は状況に応じ、児童生徒下校時に翌日の登校について適切な指示を与える。また、状況に応じ教育庁が報道機関を通じて指示することがあるので、午前6時または7時のニュースには特に注意する。
- (イ) 午前7時現在、寝屋川市・大東市・四條畷市・門真市のいずれかの市に特別警報（全ての種別）および暴風警報が発令されているときは、通学バスの運行を中止し臨時休業とする。
- (ウ) 本学通学区域4市（寝屋川市・大東市、四條畷市、門真市）のいずれかに震度5弱以上の地震が発生した場合は、その時点で臨時休業となり、通学バスの運行を中止し臨時休業とする。
- (エ) その他の場合は、eメッセージを通じて各家庭へ連絡する。

## 9. 学校からの情報発信について

災害等発生時における学校からの情報発信の方法として以下の手段を講じる。

- I. eメッセージ（緊急メールシステム） 登録者への配信
- II. 学校ホームページの随時更新による情報発信
- III. N T T災害用伝言ダイヤル（web版）による発信 (21ページ参照)
- IV. N T T災害用伝言ダイヤルによる連絡 電話番号 171 (21ページ参照)

## 10. 児童生徒の引き渡しについて

震度5弱以上の地震が発生した場合は、下校バスの運行が中止となり、保護者の迎えによる下校となる。その際の引渡しについて、以下のように進める。

- I. 児童生徒引渡し受付を設置（視聴覚室付近）し、「児童生徒引渡し班」が対応する。
- II. 「緊急時児童生徒引渡しカード」（20ページ参照）を使用し、正規の引き取り人であることを確認する。
- III. カードに記載されていない代理人が来校された場合は、保護者に連絡をとり確認する。  
\* 確認が取れない場合は、引き渡すことはできない

## 1 1. 自主単独通学生徒の対応について \* 在校時は「児童生徒引き渡し」対応となる

- I. 自宅に近い場合は、自宅に引き返す。
  - ・帰宅後、学校に連絡をする。
  - ・保護者が留守の場合は、学校からの指示に従う。
- II. 学校に近い場合は、学校に行く。
- III. 中間あたりにいる場合
  - ・生徒本人が保護者または学校に連絡を入れる。
  - ・現在位置によって帰宅か下校か判断する。
- IV. 連絡することが難しい場合
  - ・駅事務所、乗務員、コンビニ等、および近くの公共施設に行って支援を求め、学校に連絡してもらう。
  - ・その後の行動が困難な場合は、教職員の応援が来るまでその場で待つ。

## 1 2. 投薬および個人物品について

- I. 日常、投薬が必要な児童生徒は、個人持ち出し袋に保管する。ただし、保管できる薬は、錠剤・粉薬・カプセル錠（常温保存できる物）のみとする。保管の際には、「災害時における与薬依頼書」（22ページ参照）を保護者に作成してもらう。また、「お薬手帳」等のコピーは一括管理で保管する（任意）。緊急時使用薬剤については、従来通り保健室にて保管とする。
- II. 投薬の内容や量が変更になった時は、保護者に個人持ち出し袋の中に保管しているお薬を差し替えてもらう。
- III. 衣類（下着一式含む）、紙おむつ（必要な場合）、生理用品（必要な場合）等の個人に必要な物は、一つの袋にまとめ各児童生徒のロッカー等に保管する。また、1食分の好みの保存食品と保存用水（飲料）も合わせて入れていただく。心の安定を図るためのお気に入りのグッズ等も一緒に入れておくことも可。学期末ごとに持ち帰り、中身の入れ替えを行ってもらう。

## 1 3. 災害時避難所開設に伴う施設利用計画および校舎敷地使用計画

本校は、大阪府および寝屋川市より避難所の指定を受けていない。だが、本校児童生徒、教職員が帰宅困難な場合は避難所としての機能を発揮させる必要がある。また、公園利用者が避難を求めてくることも想定できる。設置については、「大規模災害初期対応マニュアル（学校避難所運営方針）」に基づき行う。

## 1 4. 災害時持ち出し品リスト

持ち出し書類		用途	対策本部備品			
①	児童生徒引渡しカード	児童生徒の引渡し	①	校区内地図(バス運行図)	⑦	ハンドマイク
②	受付名簿	児童生徒の引渡し	②	ホワイトボードシート	⑧	校内配置図
③	教職員一覧表		③	トランシーバー	⑨	マスターキー
④	食物アレルギー一覧		④	充電式電池	⑩	筆記用具
⑤			⑤	携帯電話(学校保管)	⑪	児童生徒引き渡しグッズ
⑥			⑥	防災ラジオ	⑫	

\* 上記の資料は災害対策本部ボックスに保管している（校長室保管及び運動場保管倉庫）

\* トランシーバー、充電式電池、携帯電話、ハンドマイク、マスターキーは事務室に保管

## 15. 学校再開に向けた対応について

災害後の学校再開に向けた対応として、以下の項目が想定される。

### 児童生徒・教職員の被害状況の確認

- ・児童生徒の安否確認と所在住所の確認
- ・教職員の安否確認

- ・できるだけ速やかに、家庭訪問、避難所先を訪問し、児童生徒等の被害状況を確認する。
- ・訪問活動の中で学校区域内の被害状況を確認する。

### 学校施設・設備等の点検

- ・校舎建物の点検と補修
- ・ライフライン(水道・電気・ガス等)の復旧状況
- ・危険箇所の立ち入り禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検(特別教室等)
- ・仮設校舎の建設要請の有無
- ・校舎内外の清掃・消毒

- ・災害の程度によって、校舎や施設設備等の使用再開について、専門家(応急危険判定士等)の点検を受けて決定する。
- ・ライフラインの状況を点検し、関係機関に協力を依頼する
- ・特別教室等の危険薬品・設備等を確認する。
- ・校舎内の清掃・消毒を実施する。

### 通学方法の確認と通学路の安全点検

- ・危険箇所の点検
- ・公共交通機関の運行状況の確認
- ・スクールバス運行経路の安全確認

- ・通学路の安全を確認し、危険箇所について関係機関へ連絡する。
- ・公共交通機関の再開の目途を確認する。
- ・スクールバス運行経路の安全確認および運行の可否の検討をする。

### 教育環境の整備

- ・授業形態の工夫と教職員の配置
- ・教材・学用品等の損失状況の確認と発注
- ・支援物資の取りまとめ(教育委員会との連携)
- ・心のケア(スクールカウンセラーとの連携)
- ・マスコミ、外部ボランティア団体等の対応

- ・当面の授業形態(午前授業、短縮授業等)と学習プログラムを検討する。
- ・教材、学用品の滅失棄損状況を確認し、不足教材等の確保に努める。
- ・文部科学省「子どもの学び支援ポータルサイト」等を活用する。
- ・スクールカウンセラー等の派遣を要請し、心のケア対策を講じる。
- ・マスコミ対応等は管理職が窓口となり対応する。

### 避難所との共存

- ・避難所運営組織と協議
- ・立ち入り制限区域の明示

- ・学校施設が長期的に避難所として使用されることがあるため、立ち入り制限区域を明示することや、お互いの生活のルールを確認する。

### 給食業務の再開

- ・給食調理室の施設、設備の安全点検
- ・大阪府教育委員会、食材委託業者との調整

- ・学校給食業務が早期に再開できるように、関係機関と連携を図る。  
(簡易給食の手配、栄養のバランス等)

16. 資料編

① 災害時等児童生徒引渡しカード（年度初めに作成して提出してもらう）

**令和4年度（2022年度） 災害時等児童生徒引渡しカード**

児童生徒	学部・年・組	児童生徒 名前		
	小学部 1年 2組	寝屋川 一郎		
本校在学 兄弟姉妹	中学部 2年 2組	寝屋川 花子		
	部 年 組			
	部 年 組			
現住所	寝屋川市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		避難先： 寝屋川小 寝屋川中学校 避難所	
緊急連絡先	自宅電話：072-000-0000		携帯電話：090-0000-0000 （母）	
自宅以外の連絡先	住所：(〒〇〇〇 - 〇〇〇〇) 京都府京都市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
	電話番号：000 - 000 - 0000 （児童生徒本人との関係： 叔父）			
引受人 (子どもを迎えに来られる方、保護者以外の方も含む)		引受人名前	続柄	備考欄
	①	寝屋川 太朗	父	
	②	寝屋川 咲子	母	
	③	寝屋川 次郎	叔父	
	④			
	⑤			
	⑥			
	⑦			
	⑧			
	⑨			
⑩				

避難予定の避難所を記入

引受人の事前登録  
保護者以外も含めて複数名想定してもらう

② 児童生徒引渡し一覧（受付に配備）

**平成31年度（2019年度） 児童生徒引渡し受付名簿** 部 年生

担任	氏名	ふりがな	登校○	連絡済○	引渡し予定時間	引渡し予定者	引渡し時間	引渡し確認 カード・本人確認(関係・名前等)	避難先 変更有無 (有一覧しい避難先)
1					/ :		/ :	カード・本人確認( )	変更 無・有( )
					/ :		/ :	カード・本人確認( )	変更 無・有( )
					/ :		/ :	カード・本人確認( )	変更 無・有( )
					/ :		/ :	カード・本人確認( )	変更 無・有( )
2					/ :		/ :	カード・本人確認( )	変更 無・有( )
					/ :		/ :	カード・本人確認( )	変更 無・有( )
					/ :		/ :	カード・本人確認( )	変更 無・有( )
					/ :		/ :	カード・本人確認( )	変更 無・有( )
3					/ :		/ :	カード・本人確認( )	変更 無・有( )
					/ :		/ :	カード・本人確認( )	変更 無・有( )
					/ :		/ :	カード・本人確認( )	変更 無・有( )
					/ :		/ :	カード・本人確認( )	変更 無・有( )

### ③ 災害時における与薬依頼書

災害時における与薬依頼書

記入例

記入日: 令和 3年 4月 8日

中学部 1年 2組 児童生徒名 寝屋川 一郎

日	与薬時間(いつ)	薬の名前	形状・量など	効能(何の薬)	備考欄
朝	□食前 □食後 □その他 ( )	エビリファイ コンサータ錠 36mg	□錠剤(錠< >)□粉薬(1包< 0.3g>)□その他( ) □錠剤(1錠< >)□粉薬(包< >)□その他( ) □錠剤(錠< >)□粉薬(包< >)□その他( ) □錠剤(錠< >)□粉薬(包< >)□その他( )	水分を厚み着かせる	
昼	□食前 □食後 □その他 ( )		□錠剤(錠< >)□粉薬(包< >)□その他( ) □錠剤(錠< >)□粉薬(包< >)□その他( ) □錠剤(錠< >)□粉薬(包< >)□その他( ) □錠剤(錠< >)□粉薬(包< >)□その他( )		
夜	□食前 □食後 □その他 ( )	エビリファイ セレニカR顆粒 40%	□錠剤(錠< >)□粉薬(1包< 0.3g>)□その他( ) □錠剤(錠< >)□粉薬(1包< 0.5g>)□その他( ) □錠剤(錠< >)□粉薬(包< >)□その他( ) □錠剤(錠< >)□粉薬(包< >)□その他( )	水分を厚み着かせる おいた人薬作を押える	
その他	□食前 □食後 □その他 (寝る前)	リスパダール	□錠剤(錠< >)□粉薬(1包< 0.15g>)□その他( ) □錠剤(錠< >)□粉薬(包< >)□その他( ) □錠剤(錠< >)□粉薬(包< >)□その他( ) □錠剤(錠< >)□粉薬(包< >)□その他( )	薬量や量の厚み着かせる	

【提出時の注意事項】

- ① 内服薬は最大3日分を預かります。
- ② 保管できる薬は、「錠剤」「粉薬」「カプセル剤」(常温保存できるもの)とします。
- ③ 1回分ごとに薬を袋等にまとめてください。袋には必ず記名してください。
- ④ 記入漏れのある場合は与薬できません。
- ⑤ 薬の副作用や飲み合わせ不可の食物、飲ませ方等で気になる点がありましたら備考欄に記入してください。
- ⑥ 薬と一緒にこの「災害時における与薬依頼書」を、個人持ち出し袋に入れてください。

備考欄には、副作用「下痢をしやすくなる、眠気が出るなど」、飲み合わせ不可の食物「グレープフルーツが不可など」、飲ませ方等の気になる点を記載してください。

### ④ 薬の保管の仕方

1回分の薬(例:朝に飲む薬)を袋に入れて下さい。  
袋には、名前・飲む時間帯(「朝・昼・夜および食後など)を書いてください。



「寝屋川一郎」  
「朝 食後」

「朝・昼・夜」に服用の薬をそれぞれ小分けにした袋と「災害時における与薬依頼書」を一緒に大きな袋に入れて下さい。  
大きな袋には、学部・学年・名前を書いて下さい。



大きな袋にまとめた物を「個人持ち出し袋」に入れて下さい。  
\*薬を入れた場合は、連絡帳にその旨をご記入下さい。



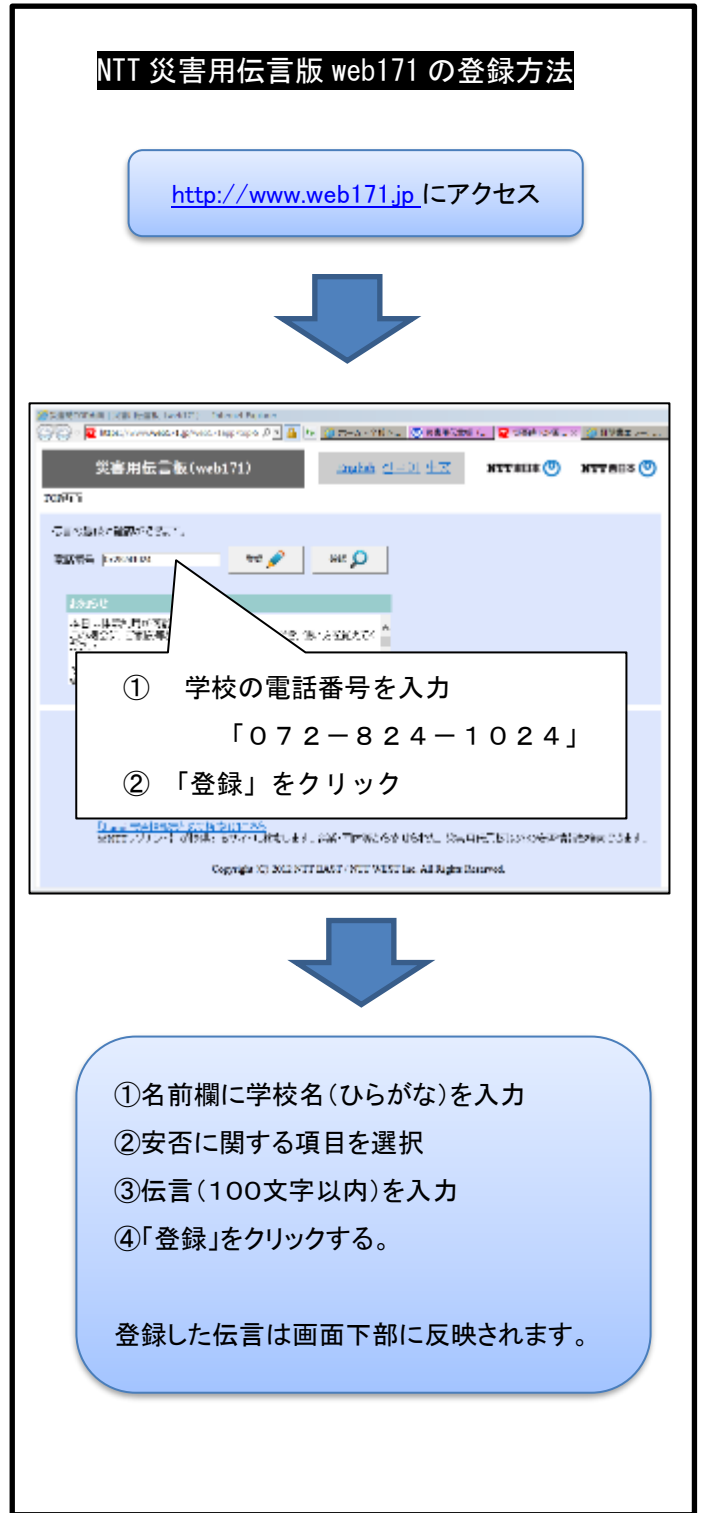
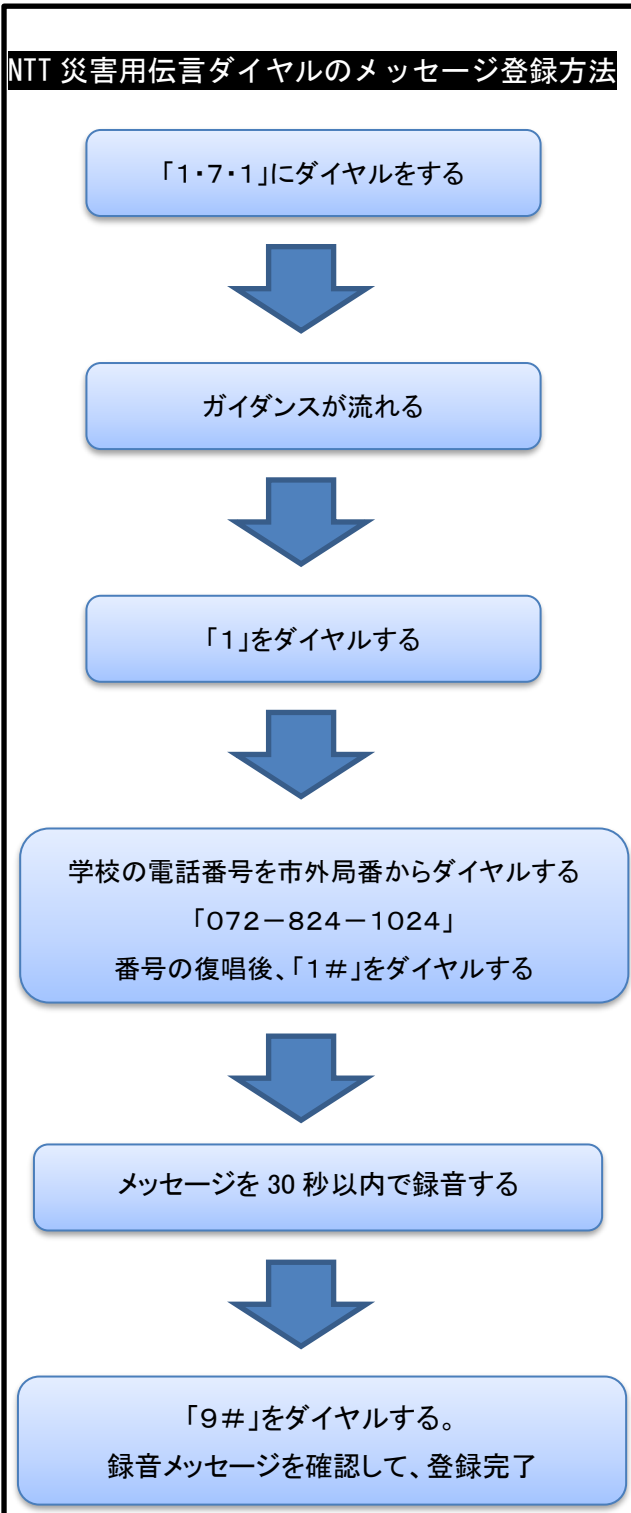
小学部 1年 2組  
寝屋川 一郎

## ⑤ NTT 災害用伝言板(web 版)および NTT 災害用伝言ダイヤルの利用方法

NTT 災害用伝言板(web 版)および NTT 災害用伝言ダイヤルは、被災エリアで使用できるサービスで、電話番号をキーとして、安否確認などの情報を文字および音声によって登録・確認できるサービスとして活用することができます。

震度 6 弱以上の地震発生時等にテレビやラジオ等で NTT が「災害伝言ダイヤル」を設置したことや、利用方法・伝達エリアを都道府県単位で知らされます。

### b. 伝言の登録方法 (学校側) (登録作業は WEB 版のみ。相互連携しているため、ダイヤルでも確認可)



#### 【登録するメッセージ例】

「校内にいる児童生徒、および教職員は全員無事です。」

「スクールバスの運行を中止し、引渡しによる下校を行います。学校へのお迎えをお願いします。」

「校外学習中の児童生徒の無事が確認されました。」 など



## b. 伝言の再生方法（保護者側）

### NTT 災害用伝言ダイヤルのメッセージ再生方法

「1・7・1」にダイヤルをする



ガイダンスが流れる



「2」をダイヤルする



学校の電話番号を市外局番からダイヤルする  
「072-824-1024」

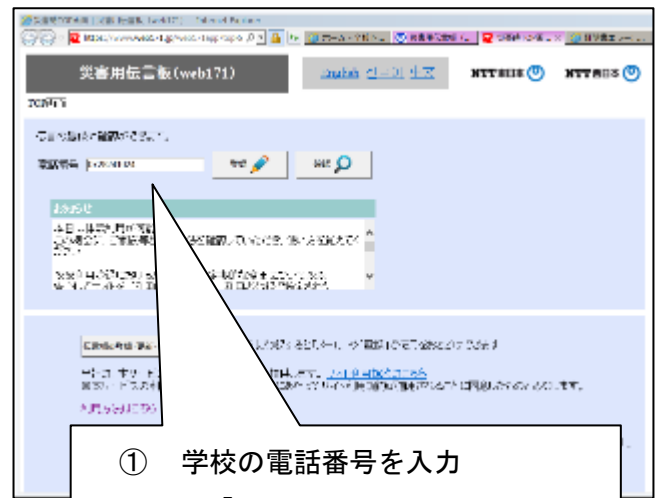


メッセージが流れる

複数のメッセージを登録している場合、メッセージ終了後に続いて次のメッセージが流れます。

### NTT 災害用伝言版 web171 の閲覧方法

<http://www.web171.jp> にアクセス



- ① 学校の電話番号を入力  
「072-824-1024」
- ② 「確認」をクリック



学校からのメッセージが表示されます

#### 【登録されているメッセージ例】

「校内にいる児童生徒、および教職員は全員無事です。」

「スクールバスの運行を中止し、引渡しによる下校を行います。学校へのお迎えをお願いします。」

⑥ 気象庁より発表される地震および津波・津波に関する情報について

情報の種類		解 説
緊急地震速報(警報)		震源に近い観測点でとらえた地震波を解析し、その地震により震度 5 弱以上が推定される場合、その地域及び震度 4 が推定された地域を強い揺れが到達する前にお知らせします。なお、地震の震源が近い時は情報が間に合わない場合もあります。
震度速報		震度 3 以上の大きい揺れを伴う地震の発生を知らせる情報です。震度 3 以上を観測した地域名とその震度をお知らせします。 この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約 1 分 30 秒で発表します。テレビ、ラジオ等でも速報されます。
津波警報・津波注意報		津波により災害が発生するおそれがある地域に対し、予想される津波の高さに応じて「大津波」「津波」の津波警報、または津波注意報を発表します。 日本近海で発生する津波については、地震発生後約 3 分を目標に発表します。また、規模の大きい地震については、緊急地震速報の技術を用いて地震発生後 2 分程度で発表します。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波警報・津波注意報に引き続き、地震発生後 5 分程度を目標に、各津波予報区の津波の到達予想時刻(10 分単位(遠地地震については 30 分単位))や予想される津波の高さ(5 段階、メートル単位)を発表します。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波警報・津波注意報を発表している津波予報区にある津波観測点の満潮時刻(1 分単位)と津波到達予想時刻(10 分単位、遠地地震については 30 分単位)、地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード)、震央地名)を発表します。
	津波観測に関する情報	津波観測点における津波の観測状況(各津波観測点における第一波の到達時刻、初動方向および振幅並びに最大の高さとその出現時刻)を適宜とりまとめて発表します。
	津波に関するその他の情報	津波による被害の心配はないが、若干の海面変動が予想される場合に、津波予報区とその継続時間を「津波予報」として発表します。
地震情報	震源に関する情報	震源速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード)、震央地名、および「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して、地震発生から 2~5 分程度で発表します。 この情報は、大きな揺れ(震度 3 以上)があるが、津波による被害の心配はない時に、防災機関の防災対応(即時対応)に資するために提供するものです。津波警報・津波注意報を発表したときには、この情報は発表しません。
	震源・震度に関する情報	最大震度 3 以上が観測されたときに発表する情報です。 地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード)、震央地名、震度 3 以上が観測された地域名と大きな揺れが観測された市町村名を地震発生から 5~10 分程度で発表します。震度 5 弱以上になった可能性が市町村の震

		度データが得られていないとき、その事実を含めて発表します。 「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表します。
地震情報	各地の震度に関する情報	最大震度 1 以上が観測されたときに発表する情報です。地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード)、震央地名、観測点ごとの震度)からなる情報です。 震度 5 弱以上になった可能性が市町村の震度データが得られていないとき、その事実を含めて発表します。 「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表します。
	地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度 1 以上を観測した地震回数を発表します。
	地震の活動状況に関する情報	気象庁が報道発表を行ったとき、その内容を発表します。

(気象庁ホームページ資料から)

### ⑦ 津波警報・注意報等の解説

津波警報・津波注意報		解説	発表される津波の高さ	巨大地震の場合の表記
津波警報	大津波	高いところで 3m 程度以上の津波が予想されるときに発表します。 家屋の倒壊など、人命に関わる被害が発生する恐れがあります。	5m、10m、 10m 超	巨大
	津波	高いところで 1m を超え 3m 以下の津波が予想されるときに発表します。 漁船の流失や家屋の浸水などの被害が発生する恐れがあります。	3m	高い
津波注意報		高いところで 0.2m 以上 1m 以下の津波が予想されるときに発表します。 満潮時刻と重なると、湾の奥など津波が高くなりやすい場所では、浸水などの被害が発生するおそれがあります。	1m	

\* 大津波警報は、特別警報に位置づけられています。

(気象庁ホームページ資料から)

## 防災減災チェックリスト

校内編	項 目	チェック
①	ロッカーを固定するなど転倒防止をしていますか	
②	ロッカーなどの上に物(特に重量物)を置いていませんか	
③	職員室の机の足元にたくさんの荷物を置いていませんか (いざという時に、机の下に入れるスペースがありますか)	
③	ガラスにひびは入っていませんか。また飛散防止フィルムを貼っていますか	
④	教室の中の安全な場所はどこか確認していますか	
⑤	避難経路を確認、把握していますか	
⑥	避難経路に物を置いていませんか	
⑦	消火器・消火栓、AED の配置場所を確認していますか	
⑧	消火器・消火栓・AED の使い方、心肺蘇生法について習熟していますか	
⑨	校内での災害時における自分の動きを確認していますか	

全般編	項 目	チェック
①	学校保管の個人持ち出し品(備蓄品)の準備はしていますか	
②	自宅付近の避難場所、避難経路を確認していますか	
③	自宅保管の災害備蓄品の準備をしていますか	
④	自宅保管の災害備蓄品の消費期限等を確認していますか	
⑤	ご家族等で集合場所などの約束ごと等について話し合いをしていますか	